

幼児センター保育料

①1、2号認定(3歳児から5歳児)は無料

②3号認定保育料(保育園型 0歳児～2歳児)

各月初日の世帯の階層区分			保育料(月額)		
			保育標準時間	保育短時間	
第1階層	生活保護世帯等		0円	0円	
第2階層	第1階層を除き、市町村民税非課税世帯		0円	0円	
第3階層	1	市町村民税の所得割額が右欄の区分に該当する世帯	所得割非課税世帯	6,000円	5,800円
	2		5,000円未満の世帯	11,000円	10,800円
	3		5,000円以上48,600円未満	14,000円	13,700円
第4階層	1		48,600円以上69,400円未満	16,400円	16,100円
	2		69,400円以上97,000円未満	19,000円	18,600円
第5階層	1		97,000円以上125,000円未満	23,100円	22,700円
	2		125,000円以上147,000円未満	28,500円	28,000円
	3		147,000円以上169,000円未満	33,100円	32,500円
第6階層	1	169,000円以上217,000円未満	37,800円	37,100円	
	2	217,000円以上238,000円未満	45,300円	44,500円	
	3	238,000円以上259,000円未満	48,400円	47,500円	
	4	259,000円以上280,000円未満	51,600円	50,700円	
	5	280,000円以上301,000円未満	54,700円	53,700円	
第7階層	1	301,000円以上332,000円未満	57,900円	56,900円	
	2	332,000円以上397,000円未満	63,400円	62,300円	
第8階層	397,000円以上		72,000円	70,700円	

《保育料の算定について》

(1) 保育料は、保護者の市町村民税所得割額の合算額で決定します。

令和6年4月から8月までの保育料は令和5年度市町村民税所得割額、令和6年9月から令和7年3月までの保育料は令和6年度市町村民税所得割額で算定します。

(2) 調整控除以外の税額控除(住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄附金税額控除(ふるさと納税等)、外国税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割額控除)によって減税されている方の所得割額は、これらの金額を足し戻した額で計算を行います。

(3) 多子軽減について

・第3階層から第5階層までの場合

最年長の子どもから順に第2子目以降の保育料は0円となります(第1子の年齢は問いません)

・第6階層から第8階層までの場合

幼児センター等を利用する最年長の子どもから順に2人目の保育料は前表の半額、3人目以降の保育料は0円となります。小学生以上の子どもがいる場合は、幼児センター等を利用する1人目・2人目の保育料は前表の半額、3人目以降の保育料は0円となります。

※幼児センター等とは、認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所、企業主導型保育事業所、幼稚園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部、児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援を言います。

(4) ひとり親世帯等の軽減について

次に掲げる世帯の場合、次表に掲げる階層区分ごとに定める額となります。

- ① ひとり親世帯であって現に子どもを扶養している世帯
- ② 次の在宅障がい者(児)を有する世帯
 - ・身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - ・特別児童扶養手当の支給対象児、障害年金の受給者を有する世帯
- ③ 教育・保育給付認定保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると町長が認めた世帯

世帯の階層区分	保育料(月額)			
	保育標準時間		保育短時間	
	1人目	2人目以降	1人目	2人目以降
第2階層	0円	0円	0円	0円
第3階層1	5,000円	0円	4,800円	0円
第3階層2	7,200円	0円	7,000円	0円
第3階層3	9,000円	0円	8,900円	0円
第4階層1	9,000円	0円	9,000円	0円
第4階層2	9,000円	0円	9,000円	0円

(注) 第4階層2については、市町村民税所得割課税が77,101円未満の世帯とする。